個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	空き家等の適正管理に関するファイル		
行政機関等の名称	市長		
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	建設部まちづくり推進課		
個人情報ファイルの利用 目的	空き家等の適正管理に関する助言・指導を行う		
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所、 6電話番号、7本籍、8親族関係、9婚姻歴		
記録範囲	空き家の所有者及びその親族・相続人		
記録情報の収集方法	本人、本人以外、国・他の地方公共団体		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組	(名 称) まちづくり推進課		
織の名称及び所在地	(所在地) 中津市豊田町 14 番地 3		
訂正及び利用停止に関す			
る他の法令の規定による	_		
特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当す るファイル ■有 □無	・□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
備考			

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	中津市空き家バンク制度に関するファイル		
行政機関等の名称	市長		
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	建設部まちづくり推進課		
個人情報ファイルの利用目的	空き家バンクの利用希望者登録、空き家登録を行う		
記録項目	1氏名、2生年月日、3職業、4年齢、5住所、6電話番号、 7世帯情報、8職業、9メールアドレス		
記録範囲	空き家所有者の本人、本人が所有している不動産利用希望者 の本人・家族		
記録情報の収集方法	本人、本人以外、国、他の地方公共団体		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨			
記録情報の経常的提供先	空き家バンク流通中津 (委託業者)		
開示請求等を受理する組	(名 称) 建設部まちづくり推進課		
織の名称及び所在地	(所在地) 中津市豊田町 14 番地 3		
訂正及び利用停止に関す			
る他の法令の規定による	_		
特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当す るファイル ■有 □無	・□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
備考			